

ID: 3104

担当部署: 市民生活部 生活環境課

処分の概要	定期検査についての命令		
法令名 根拠条項	浄化槽法 第12条の2第3項		
法令番号	昭和58年法律第43号		
【基準】 法第12条の2第3項の規定による。 (定期検査についての勧告及び命令等) 第12条の2 3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 29 日	最終変更年月日	年 月 日